

生駒市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、生駒市図書館（以下「図書館」という。）の雑誌の充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が市へ提供する雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

(選定するスポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人や生駒市広告掲載基準第5条の規定に該当する事業者の広告は掲載しない。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なう恐れのないものとし、生駒市広告掲載要綱第3条及び生駒市広告掲載基準第6条の規定に該当する者は対象としない。

(雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、図書館が作成した「雑誌リスト」に掲載された雑誌とする。

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は原則として1年間（4月1日～翌3月31日）とする。年度の途中からの場合は図書館が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 広告の掲載期間満了の2ヶ月前までに図書館または雑誌スポンサーのいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの募集及び申し込み)

第7条 雑誌スポンサーの募集及び申し込みは、図書館が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び内容審査)

第8条 雑誌スポンサーは、「生駒市広告掲載要綱」等に基づき、図書館が選考するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することができる。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議する。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

(広告掲載の責務)

第9条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

(雑誌の所有権)

第10条 雑誌スポンサーから提供された雑誌の所有権は、生駒市図書館に帰属する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関する必要な事項は、図書館長が別に定める。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。